

令和7年 第8回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和7年 8月28日(木) 午後2時から

2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室

3. 出席委員 農業委員 7名

農地利用最適化推進委員 6名

農業委員

1番 橋口 昌央 2番 幸妻 正浩 3番 上野 光正

5番 松井 正一郎 6番 永友 薫 7番 坂元 洋子

会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番 宮越 美秋 2番 久保田 伸博 3番 山本 浩司

5番 小原 拓也 7番 坂本 幸 8番 加藤 重利

4. 欠席委員 農地利用最適化推進委員 1名

6番 赤澤 克俊

5. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 会期の決定(別記のとおり)

第3 諸報告

第4 議案第40号 農地移動適正化あっせん事業について

第5 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について

第7 議案第43号 農用地利用集積等促進計画の取消について

第8 議案第44号 農用地利用集積等促進計画の承認について

第9 議案第45号 高鍋町農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任の同意について

6. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之
係 長 金城 朋子 主 査 吉田 竜人

(開会14時00分)

[事務局]

では、会議の進行を坂本会長、よろしくお願いいたします。

[議長]

ただいまから、令和7年第8回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、6名が出席です。

なお、欠席の6番、赤澤克俊推進委員からは、欠席届が提出されております。

本日は、高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。

議案討論の際に申し上げますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、3番、上野光正委員、5番、松井正一郎委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり、本日8月28日、木曜日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい、事務局でございます。2ページを御覧ください。

まず、8月の業務報告になります。

6日に「農業会議の巡回」が行われております。

同じく6日に「農業者年金加入推進特別研修」が開催されております。

事務局の担当が出席しております。

その際に、委員の皆さんにも行っていただきまして、いろいろと研修があったかと思います。

続きまして、7日に「西都児湯市町村農業委員会事務局長会議」が開催されて、別紙でお配りをしております、10月3日の「創立60周年の集い」という紙が手元にお配りしてあるかと思いますが、この内容について協議を行っております。

詳細については、会議終了後に後ほど説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

22日に「特例事業事前審査会」を行っております。

25日に、皆さんに田植えから稲刈り等、諸々やっていただきました、農福連携関係のお米に関して、社会福祉協議会に会長と副会長と橋口委員に行ってください「新米贈呈式」を行っております。

27日が「畜魂慰霊式」で、会長に出席をいただいております。

明日になりますけど、「環境保全型農業推進協議会」の総会が開催されます。

8月の総会関係になりますけど、今回19日と21日に現地調査を行いまして、本日28日が総会となっております。

本日の総会終了後に「農業経営改善等対策会議」が開催されます。よろしくお願いいたします。

続きまして、9月の計画になります。

記載している表と前後しますが、毎年9月に行っております、農地法30条の規定に基づきます「農地利用状況調査」です。

下の段に記載させてもらっています。

区域が前後しているところは、最初から会議等の関係で日程調整をした部分がありますので、それぞれのお名前が入っている区域のところで、調整をお願いしたいと思います。

どうしても無理な場合には、申し出てください。

勝手に変わりますと、準備する資料が変わりますので、よろしくお願いいたします。

この中に後の議案に係ります、赤澤推進委員はそのまま入っておりますけども、承認されるまでは一応は、推進委員となりますので、そのまま記載してあります。

4日から24日まで「高鍋町議会の定例会」が開催されます。

4日に「みやざき農業委員会女性ネットワーク令和7年度総会及び第1回研修会」が開催されます。

総会関係は、22日が現地調査で、29日が総会となります。

総会の後に「農業者年金加入推進研修会」が開催されますので、よろしくお願いします。

業務報告等については、以上でございます。

はい、3ページをお開きください。

「農地法第18条の規定による合意解約の通知について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 ほか3筆

貸付人 〇〇〇〇

借受人 〇〇〇〇

4ページをお開きください。

「農業経営基盤強化促進法による使用貸借契約の合意解約届出書について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 ほか1筆

貸付人 〇〇〇〇

借受人 〇〇〇〇

以上です。

すみません。先ほどの諸報告のところで、一番下の部分です。10月の業務計画を2か所、載せています。2ページの一番下になります。

「創立60周年の集い」が3日の金曜日というのと、その下、先日皆さんに話しております「農業委員・農地利用最適化推進委員先進地視察研修」の記載を今回しておりますので、日程の調整をお願いします。

中身については、また後ほど担当の方から説明がありますので、よろしくお願いします。

[議長]

ただいまの報告、2ページから4ページについて、御意見、御質問はござい

ませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第40号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、5ページをお開きください。

議案第40号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1番 令和7年7月23日、貸渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番

田 651㎡ ほか1筆

申し出のそれぞれの地図について、6ページから8ページに記載しております。

以上、この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番 貸渡し申し出	担当委員	2番 久保田伸博	推進委員
	順番委員	8番 加藤 重利	推進委員

よろしくをお願いします。

日程番号5、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、9ページをお開きください。

議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1 番 賃貸借権設定です。

所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 6, 5 7 4 m²

渡し人 〇〇〇〇 ほか1名

受け人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

6 番。

[6 番]

はい。6 番、説明いたします。

貸渡人、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん親子から、借受人、〇〇〇〇さんへの農地法第3条の賃借権設定の申請です。

申請地は、高鍋町大字〇〇字〇〇****番*で、面積は6, 5 7 4 m²です。

場所は、11ページを御覧ください。

〇〇地区にあります、〇〇近くの交差点を右折し、道路南側2筆目の畑になります。

〇〇〇〇さんは、水稻やキャベツを栽培される農業者です。

今回、農業経営基盤強化促進法の契約満了に伴う、農地法第3条による申請となりました。

期間が令和7年10月1日から令和13年9月30日までの6年間で、賃料は10a当たり〇〇〇〇円です。

また、賃貸借契約書の写しが付けられていました。説明は以上です。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願いします。

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい、永友委員の説明に補足することはありません。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい、13ページをお開きください。

農地法第3条調査書を付けております。

農地法第3条第2号各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

日程番号6、議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、14ページをお開きください。

議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」です。

農地の所在 高鍋町大字〇〇字〇〇*****番*

登記地目 田 現況地目 雑種地 385㎡

賃貸借権の設定です。

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

転用目的は、駐車場、資材置場、家庭菜園です。

担当の委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

1番。

[1 番]

はい。1 番、説明します。

借受人、〇〇〇〇さんと、貸渡人、〇〇〇〇さんの農地転用、賃貸借権の5条申請です。

8月21日、現地視察して参りました。

資料16ページを御覧ください。

〇〇の南側、通称〇〇沿いにあります。

〇〇字〇〇****番*、385㎡の登記地目、田です。

貸渡人、〇〇〇〇さんが昭和51年に相続しましたが、当時は県外に在住していたため、作物を植えることもなく、休耕地として雑草を刈る等の管理しかできずにいました。

一方、買受人の〇〇〇〇さんは、町の〇〇屋さんとして、〇〇を営んでおり、昭和58年、当時の区画整理事業により、換地として申請地に隣接する宅地****番地に、店舗兼居宅を新築し事業を行ってきました。

ところが、元々****番地の土地は狭かったため、〇〇の売り出し期間など繁忙期には、来客用駐車場の確保が難しく、駐車場として付近の土地を探していたところ、申請地が特に利用されるでもなくありましたので、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんに申し入れ、合意の基で40年ほど前から賃借の契約をして、現在に至っております。

資料18ページを御覧ください。現況図です。

事業で引き取ってきた〇〇と、また趣味の〇〇等が現地にはありましたが、整理が進められておりました。

無断転用であったため、貸渡人、借受人、連名で始末書が提出されております。

許可後もこれまで同様、来客用駐車場として利用したいとのことです。

申請地は、雨水は自然浸透、隣接する土地との境界には、水路や建物の基礎やブロックが積まれておりますため、土砂の流出等はないものと考えられます。

申請地を管理します、水利組合、土地改良区等はありません。

万が一、被害が生じた際は、当方にて責任を持って対処します。とのことです。以上、審議のほどよろしく願いいたします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画区域で、用途区域が商業地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

転用に係る経緯、雨水排水処理、土砂流出防止策については、橋口委員からの御説明のとおりです。

新たな工事はなく、資金についても問題はございません。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号7、議案第43号「農用地利用集積等促進計画の取消について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、19ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 ほか1筆 計968㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

本件は、先月総会にて承認を受けた案件です。

総会後に、契約書類の不備が判明したことによる取消しです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり取消しすることに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり取消しすることに決定いたしました。

日程番号 8、議案第 44 号「農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。

貸借権設定です。

1 番から 7 番まで 7 件の案件につきましては、受け人が、小原拓也推進委員、本人である案件でありますので、高鍋町農業委員会会議規則第 11 条の規定により、小原拓也推進委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

小原拓也推進委員は、退室をお願いします。

【小原拓也推進委員 退室】

それでは、1 番から 7 番まで 7 件の案件について、順次、説明を行った後に、一括して採決したいと思いますが、これに異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採決することといたします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 ほか 1 筆 計 5, 529 m²
渡し人 〇〇〇〇
受け人 小原 拓也

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を介して小原拓也さんへの終期に伴う継続の賃貸借の契約です。

小原さんは、甘藷、ゴボウ、干し大根などを生産されている認定農業者です。

申請地は、〇〇を西に 100 m ほどのところに、〇〇があります。その十

字路を南の方に60mぐらい行ったところに、右に入る道があるのですが、そこを西の方角に50mぐらいのところの右側の畑です。

芋が植えてありました。

期間は5年で、対価は年間10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*

畑 ほか2筆 計3,676㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 小原 拓也

推進委員の御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を介して小原拓也さんへの終期に伴う継続の賃貸借の契約です。

申請地は、〇〇から西北に500mほどのところに、〇〇のビニールハウスがあります。そのすぐ南側の畑です。

〇〇〇〇*****番*から*****番*、*****番*までが、1枚になって芋が植えてありました。

期間は5年で、対価は年間10a当たり*****円です。以上です。

[議長]

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 ほか2筆 計2, 487㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 小原 拓也

推進委員の御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を介して小原拓也さんに終期に伴う継続の賃貸借の契約です。

申請地は、〇〇のビニールハウスの南側、〇〇〇〇さんの畑と隣で1枚になって、芋が植えてありました。

大字〇〇字〇〇****番*から****番*、****番*で、〇〇〇〇さんの畑3筆で3, 676㎡、〇〇〇〇さんの畑3筆で2, 487㎡が1枚になっていました。

期間は5年で、年間10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 ほか2筆 計3, 331㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 小原 拓也

担当の委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

7番、お願いします。

[7 番]

7 番、説明します。

〇〇〇〇さんから、小原拓也さんへの農地中間管理事業での賃貸借契約です。

場所は、〇〇と〇〇です。

〇〇****番*と****番*は、〇〇の角を南へ左折し、30m行った先を右折、10mのところにあります。

現地を確認したところ、とうがらしが作付けされていました。

〇〇の****番*は、〇〇の角を西へ、50m向かった道路沿いにあります。

甘藷が作付けされていました。

小原推進委員は、甘藷、ゴボウ、大根などを生産される認定農業者です。

借賃は反当たり〇〇〇〇円で、期間は10年です。以上です。

[議長]

5 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか1筆 計1,383㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 小原 拓也

担当の委員より御説明お願いいたします。

[議長]

7 番。

[7 番]

はい。7 番、説明します。

〇〇〇〇さんから小原拓也さんへの、農地中間管理事業での筆の一部にあるハウス部分の賃貸借契約で、甘藷の苗床として使用します。

現地は、〇〇から30m西へ進んだ道路沿いにあります。

現地を確認したところ、熱処理がされていました。

借賃は反当たり〇〇〇〇円で、期間は3年7か月です。以上です。

[議長]

6 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

はい、22 ページになります。

6 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*

畑 ほか2筆 計9, 116 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 小原 拓也

担当の委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

7 番。

[7 番]

はい。7 番、説明します。

〇〇〇〇さんから小原拓也さんへの、前回契約の終期に伴う継続案件で、賃貸借契約です。

場所は、〇〇です。

現地は〇〇坂を上がり、右手に〇〇があり、その左側5 m先の3筆、連なって甘藷が作付けされていました。

借賃は反当り〇〇〇〇円で、期間は5年です。以上です。

[議長]

7 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 畑 2, 140 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 小原 拓也

担当の委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

7 番。

[7 番]

はい。7 番、説明します。

〇〇〇〇さんから小原拓也さんへの、前回契約の終期に伴う継続案件で、賃貸借契約です。

場所は、〇〇です。

現地は〇〇坂を上りきった右手に、〇〇があり、その左手、南向かいの農地です。

現地を確認したところ、甘藷が作付けされていました。

借賃は、反当たり〇〇〇〇円です。

期間は、5 年です。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1 番から 7 番まで 7 件の案件について、一括して採決することといたします。

1 番から 7 番まで 7 件の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、1 番から 7 番まで 7 件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

小原拓也推進委員は、席へお戻りください。

【小原拓也推進委員 入室】

それでは、次の 8 番から 20 番まで 13 件の案件について、順次、説明を行った後に、一括して採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採決することといたします。

8 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、23 ページになります。

8 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 3, 937 m²
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての貸借権の設定です。

申請地は、〇〇線の〇〇交差点から〇〇橋を渡り、高鍋から〇〇に行く県道
〇〇線を〇〇方面に行き、坂を上って行くと左カーブがあり、その次に右カー
ブがあります。そこに2軒、家がありまして、その左隣の農地になります。

〇〇〇〇さんは、飼料作物を生産される認定農業者です。

現地を確認したところ、〇〇が植えてありました。

期間は10年で、賃借料は1反当たり年間で〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

9 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

9 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑 2, 790 m²
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての貸借権設定です。

申請地は、〇〇から〇〇方面へ400mほど行くと、大きな十字路があり、
〇〇の看板があります。右側に〇〇がありまして、その前の農地になります。

現地を確認したところ、雑草が多少生えていました。

期間は5年で、賃借料は1反当たり年間で〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

10 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

10 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑 3, 565 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての貸借権設定です。

申請地は、先ほど説明しました農地の東隣になります。

現地を確認したところ、こちらも雑草が多少生えていました。

期間は5年で、賃借料は10 a 当たり年間〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

11 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、24 ページになります。

1 1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 6 1 1 m²
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を介して〇〇〇〇さんへ終期を伴う継続の賃貸借の契約です。

未相続の農地であり、相続人代表は〇〇〇〇さんです。

〇〇〇〇さんは、大根、キャベツ、米など生産されています。

申請地は、〇〇に向かうと〇〇川に架かる〇〇橋があります。そこを渡ったら右側に、〇〇という、こんもりした森があります。その森の北西になるところです。

稲刈りをした後に、シッテが伸びていました。

期間は5年で、年間10a 当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

1 2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

1 2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
田 ほか5筆 計2, 7 7 1 m²
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの農地中間による賃貸借契約です。

現地は、〇〇です。

〇〇線に〇〇が左側にあります。その先の十字路を〇〇の方へ右折し、すぐ左折して住宅街を約 1 k m 進みますと、田んぼ地帯に下っていきます。〇〇の〇〇が右側にある道の反対側にかたまってございます。

全部 W C S、飼料稲が植えてありました。

〇〇〇〇さんは、キュウリ、水稻を生産される認定農業者です。

期間は 5 年間で、使用貸借で賃料は発生いたしません。以上です。

[議長]

1 3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

1 3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 2, 0 0 0 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、説明いたします。

〇〇〇〇から、〇〇〇〇さんへの農地中間による賃貸借契約です。

現地は、〇〇です。

〇〇線に〇〇が左側にあります。左折して 3 0 0 m ぐらい進んで左折します。排水溝がある山側にある道を 2 0 0 m ぐらい進んで、右の山の道を登ると畑があります。

うっすらと草が生えていて、一部、野菜が植えてありました。

期間は 3 年間で、賃料は 1 0 a 当たり 〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

14番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

14番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 畑 2,821㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの公社から農地中間管理機構を使っ
ての利用権貸借でございます。

申請地は、〇〇地区の〇〇がある場所の、すぐ横の東側にござい
ます。

現状は、〇〇〇〇さんが忙しいのでしょう、草がちょっと生えて
おりました。

本人に確認したところ、きれいに耕運して、白菜かキャベツを植
えられるようでございます。

〇〇〇〇さんは、露地野菜の白菜、キャベツ、またブロッコリー、
水稻などを栽培される認定農業者でございます。

期間は5年で、10a当たり賃借料は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

15番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、26ページになります。

15番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*
畑 ほか2筆 計2,833㎡
渡し人 〇〇〇〇 ほか1名
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明いたします。

〇〇〇〇さん、ほか1名から、〇〇〇〇さんへの公社から農地中間管理機構を使つての利用権貸借です。

申請地は、10号線の〇〇交差点がある信号を、〇〇方面に150mほど行った、道路沿いの左側に3筆ともございます。

少し草が生えていましたが、耕運されていまして。

〇〇〇〇さんは、〇〇を中心に千切り大根を栽培される認定農業者でございます。

期間は10年で、10a当たり賃借料は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

16番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

16番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 3, 167 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明いたします。

〇〇〇〇さん、ほか1名から、〇〇〇〇さんへの公社から農地中間管理機構を使つての利用権貸借です。

申請地は、先ほど説明した所から20mほど先に進んだ、左側の道沿いにご
ざいます。

ここも少し草が生えていました。

〇〇〇〇さんの詳細については、先ほど説明したので省きます。

期間は10年で、10a当たりの賃借料は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

17番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

17番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 4, 256㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから公社を介して〇〇〇〇さんへの、前回契約終期に伴う継続案件で、賃貸借契約です。

〇〇〇〇さんは、白菜、キャベツ等を生産されています。

申請地は、〇〇の坂を上り、真っすぐ〇〇の方に向かいまして道なりに進むと、左側にネットに囲まれた〇〇の畑があります。そこを過ぎて左折し2つ目、左の農地になります。

現地を確認したところ、きれいに耕運されていました。

期間は5年で、10a当たりの借賃は〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

18番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

18番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 ほか2筆 計5,531㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから公社を介して〇〇〇〇さんへの、前回契約の終期に伴う継続案件で、賃貸借契約です。

〇〇〇〇さんは、白菜、キャベツ、ブロッコリーなどを生産される認定新規就農者です。

申請地は〇〇から、東へ500m進んだ左側にある農地です。

3筆ありますが、1枚にまとまっていました。

現地を確認したところ、耕運されていきました。

期間は5年で、10a当たり〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

19番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

19番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 6,213㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから公社を介して〇〇〇〇さんへの、前回契約の終期に伴う継続案件で、賃貸借契約です。

〇〇〇〇さんは、キャベツ、白菜などを生産される認定農業者です。

申請地は、〇〇線を〇〇方面へ上り真っすぐ進むと、左側に記念碑があります。その先をすぐ左折して、すぐ左側の農地になります。

現地を確認したところ、きれいに耕運している最中でした。

期間は5年で、10a 当たり〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

20 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、28 ページになります。

20 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*

畑 ほか1筆 計11,394㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を介して〇〇〇〇さんへの賃貸借契約です。

〇〇〇〇さんは、キャベツ、白菜を生産される認定農業者です。

申請地は、先ほどの〇〇〇〇さんの農地の並びで、そこから2つ農地を挟んだ次の農地と、道路を挟んで北西にある農地です。

現地を確認したところ、きれいに耕運されていました。

期間は10年で、10a 当たりの対価は〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

８番から２０番まで１３件の案件について、一括して採決することといたします。

８番から２０番まで１３件の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、８番から２０番まで１３件の案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号９、議案第４５号「高鍋町農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任の同意について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、２９ページをお開きください。

議案第４５号「高鍋町農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任の同意について」です。

令和７年８月１５日に、赤澤克俊推進委員から一身上の都合により、会長宛に辞任願いが提出されました。

農業委員会等に関する法律第２３条に、推進委員は正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て、推進委員を辞任することができるとあります。

なお、理由といたしましては、病気療養中とのことでありまして、健康上の理由は、正当な事由と判断して差し支えないと思われます。

この規定により、本総会の議決をもって、農業委員会の同意を得るために提案するものでございます。

本総会で同意が得られた場合、赤澤推進委員は、８月３１日付けで退任ということになります。以上で説明を終わります。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり同意することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和7年第8回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

[閉会 14時59分]